

(平成22年9月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岩手地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

厚生年金関係

3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立人は、申立期間②及び③について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 8 月 1 日から 51 年 11 月 1 日まで
② 昭和 45 年 5 月から 47 年 11 月まで
③ 昭和 48 年 8 月から 50 年 2 月まで

社会保険事務所（当時）に年金記録について相談したところ、申立期間①については、標準報酬月額が会社で保管していた自分の記録と社会保険事務所の記録が相違していることが分かった。

また、申立期間②及び③については、厚生年金保険の加入記録が無いとの回答を受けた。

私の年金記録について調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①について、社会保険庁（当時）のA社B支社の標準報酬月額の記録が、同社保管の厚生年金保険被保険者名簿の標準報酬月額と相違しているとして申し立てしているところ、同名簿において昭和 46 年 8 月に適用されている標準報酬月額は 3 万円で、国（厚生労働省）の標準報酬月額 1 万 6,000 円と相違していることが確認できる。

しかしながら、申立人は「申立事業所に在籍したままにしていたが、別の事業所に勤務していた。申立事業所から支払われた給与は自分がもらっていないので、詳細については分からない。」と供述している上、申立事業所に照会を行ったところ「保管している厚生年金保険被保険者名簿と申立人の年金記録が相違している理由は、当時の資料が残っていないため不明である。」と回答

している。

また、申立期間当時に勤務していた申立人の父及び申立人の元同僚5人、計6人について、申立事業所保管の厚生年金保険被保険者名簿と申立事業所に係る厚生年金保険被保険者原票の標準報酬月額を確認したところ、申立人と同様に標準報酬月額が相違していることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが相違しているという事情は見当たらない。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者原票を確認しても、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不備は無く、オンライン記録とも一致している上、さかのぼって標準報酬月額の訂正が行われた形跡も見当たらない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 申立期間②について、申立人は、C区にあったD社に勤務していたと主張しているところ、申立人の申立期間に係る勤務実態や厚生年金保険の加入について、現在のE社に照会したが、「当時の関係資料は無く不明である。」と回答しており、申立内容を裏付ける関連資料や供述を得ることができなかつた。

また、申立期間当時、申立事業所において厚生年金保険の被保険者となっている複数の者に照会したが、申立内容を裏付ける供述を得ることができなかつた。

さらに、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したところ、申立人の加入記録は無い。

申立期間③について、申立人が所持しているF社の申立人の氏名が記載されている名刺から、時期及び期間は不明であるが、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立事業所は、平成18年3月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立事業所の人事記録の一部を引き継いだとするG社に申立人の申立期間に係る厚生年金保険の加入について照会したが、「当時の関係資料は無く不明であるが、営業社員であれば歩合給の者が多いので厚生年金保険に加入させていなかったこともある。」と回答している。

また、申立期間当時、申立事業所において、厚生年金保険の被保険者となっている複数の者に照会したところ、回答があつた2人は、「営業社員は完全歩合給制だったので厚生年金保険には加入していなかったと思う。」と回答している。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したところ、申立人の加入記録は無く、整理番号に欠番や乱れも無い。

このほか、申立人の申立期間②及び③における厚生年金保険料の控除につ

いて確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岩手厚生年金 事案 714

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 1 月から 57 年 4 月まで

私は、申立期間についてA社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無かった。間違いなく勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、昭和 53 年 3 月 26 日から 56 年 1 月 26 日までの期間において、申立人がA社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、申立事業所は平成 10 年 3 月 1 日に初めて厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用及び保険料の控除等について現在の事業主に照会したところ、「当時の関係書類は保存していないため申立人の勤務実態は不明であるが、申立期間当時、当社は厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、申立てどおりの届出、保険料控除については行っていない。」と回答している。

さらに、申立事業所の当時の役員及び申立人が一緒に働いていたとして名前を挙げた複数の元同僚については、いずれも申立期間において厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、前記の元同僚に照会したが、申立人が申立期間において厚生年金保険に加入していた事実を裏付ける関連資料や供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立

人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により
給与から控除されていたことを認めることはできない。

岩手厚生年金 事案 715

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 8 月 1 日から同年 12 月 1 日まで

私は、昭和 63 年 8 月 1 日から平成 2 年 1 月 1 日まで A 社（現在は、B 社）から派遣され C 社で勤務したが、申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が無かった。

間違いなく勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった派遣先の C 社で撮ったとする写真により、申立人が申立期間ごろにおいて当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間の勤務実態や厚生年金保険の加入について、派遣元の B 社に照会したが、「申立人に係る関係書類が保管されておらず不明である。」と回答しており、申立内容を裏付ける関連資料や供述を得ることができなかった。

また、申立事業所に係るオンライン記録を確認したところ、申立期間において、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は無い上、申立人が申立期間ごろと一緒に勤務したとして名前を挙げた元同僚についても、申立人と同様に厚生年金保険の被保険者記録が無い。

加えて、申立人の申立事業所における雇用保険の被保険者記録が厚生年金保険の被保険者記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。